

## 平成 15 年 度 事 業 計 画 書

平成 15 年 4 月 1 日 ~ 平成 16 年 3 月 31 日

## 基本方針

日本の産業・経済が依然として厳しい状況にある中、知的財産の分野は、グローバル化するとともに大きな展開をみせている。政府は、「知的財産立国」の実現に向けて国家戦略として知的財産の創造と保護・活用に取り組むために、昨年7月に「知的財産戦略大綱」を策定し、また本年3月には「知的財産基本法」を施行して、今後、知的財産に関わる制度の改革や諸施策を集中的・計画的に進めているところである。そして、「知的財産戦略大綱」に示す具体的行動計画においては、実施すべき課題の一つとして、優れたデザインの創造支援とデザインの戦略的活用が掲げられている。

また、知的創作物であるデザインは、技術革新や情報化の進展、社会・産業構造の変化などにより、その領域が拡大しつつあるが、企業においては、デザインを競争力強化の手段とするなど経営戦略への関わりを深めており、産業・経済における役割も大きくなる傾向にある。

これらの情勢を踏まえ、平成15年度においては、デザインの創造と保護への取り組みに資するべく、以下の諸事業を充実・強化し、一層の推進を図る。

まず、デザインの保護に関する事業については、

- (1) 企業などのデザイン開発及び大学などの教育・研究活動の場において創作されたデザインを保護する手段として活用できる「創作デザインの寄託」の積極的な宣伝・普及活動、
  - (2) デザインの戦略的活用をテーマとする「デザイン保護セミナー」のシリーズ開催、を行う。
- 次に、昨年4月に組織変更した研究センターについては、引き続き機能を強化し、
- (3) デザインの開発・管理や意匠権情報の把握に有用な「意匠マップ」の電子データによる高度加工と作成の迅速化を図り、
  - (4) 意匠権調査等の調査業務やデザイン保護に関する相談業務を着実にを行う。

また、特許庁の行政施策に対する協力については、

- (5) 意匠登録出願の迅速かつ的確な審査が推進できるよう、公知資料分類整備等の事業体制を強化し、審査資料として重要な公知意匠の精度向上を図る。
- さらに、本会の事業を今後より発展させるために、
- (6) デザイン関係団体、業界団体、教育関係団体等との連携・協力を積極的に進める。

## 事業計画の概要

## 1. デザインに関する資料の収集・加工及び提供事業

## (1) 出願事前調査、意匠権調査

特許庁へ意匠登録出願をする前に意匠登録の可能性を知るため、または重複出願を防ぐための出願事前調査を行う。

また、デザイン開発及び製品（商品）化にあたって必要とする他社の意匠権情報や権利侵害の予見を得るための意匠権調査を行う。

## (2) 早期審査等の申出に関する先行意匠調査

意匠登録出願に対する早期審査または早期審理の申し出手段において必要な先行意匠資料の調査を行う。

## (3) デザイン関係資料の高度加工（「意匠マップ」の作成）

デザインの開発・管理のための参考情報として、また各社のデザイン傾向や意匠権の状況把握に有用な「意匠マップ」を作成する。意匠公報に掲載の図面・権利情報のデータや、意匠権者別・特徴別のグルーピング、画像レイアウトなどを電子処理で高度加工し、電子データ化した「意匠マップ」を作成する。

## (4) デザイン関係資料の閲覧サービス

意匠分類表の小分類単位にファイリングした意匠公報（紙形式のもの）を閲覧に供する。また、CD-ROM形式の意匠公報も閲覧に供する。

意匠法に関する審決・判決のほか、デザイン等に関する判決や文献を閲覧に供する。

## (5) 意匠公報等の整備

意匠公報（紙形式のもの）については、15年間の発行分を意匠分類表の小分類単位に整備する。また、意匠公報目次についても15年分を引き続き整備する。意匠法に関する審決・判決や、著作権法・不正競争防止法等の判決のうち、デザインに関係したものを継続的かつ体系的に収集・整備する。また、意匠・デザイン関連の文献等を収集・整備する。

## 2. デザインの保護事業

### (1) 「創作デザインの寄託」

企業などのデザイン開発及び大学などの教育・研究活動の場において創作された様々なデザインや意匠登録出願に至らないデザインの寄託を受け付ける。寄託されたデザインは秘密の状態で保管するが、寄託者から公開の申し出があったものについては、インターネット上での公開を試行する。

また、寄託者の請求により、創作の事実などの証拠として利用できる寄託証明書または公知日証明書を発行する。

### (2) カタログ等の寄託（カタログ等の公知日認定保管）

企業などがデザイン開発して製品（商品）化したものの、意匠登録出願に至らない製品デザインなどが掲載されたカタログの寄託を受け付けて保管する。寄託されたカタログは、直ちに公開して閲覧に供する。

また、寄託者の請求により、意匠登録を無効にする証拠や新規性喪失の例外規定の適用を受けようとする意匠登録出願をするときの公開事実の証明として利用できる公知日証明書を発行する。

### (3) 「意匠公開情報」のインターネット公開

企業などが製品（商品）化を予定したデザインや意匠権を取得するまでもないと判断したデザイン、あるいは意匠登録出願をした意匠などを「意匠公開情報」に掲載し、インターネットを通じて公開する。また、掲載申込者の請求により、「意匠公開情報」による公開事実の証明を行う。

## 3. デザインの保護及び利用に関する調査・研究事業

### (1) 「意匠研究会」の開催

デザイン等の知的財産に関わる諸制度の改革が推進されつつある情勢を踏まえ、また、意匠登録制度の発展に寄与するために、意匠法などの知的財産権分野の学者・弁護士・弁理士等、学識経験者で構成された「意匠研究会」を定期に開催して、デザインの保護に関する内外国の法制度・判決等について調査・研究を行うとともに、学識交流を図る。

### (2) 公知意匠等のデータベース化と情報提供についての検討

デザイン開発などに必要な情報の提供及びデザインの保護に資する情報の保全を図るために、公知意匠等のデザイン情報のデータベース化とその情報提供に関する事業のあり方について、平成15年度も引き続き検討を行う。

また、昨年8月に本事業の実施に必要な「公知意匠検索システム」がほぼ完成し、データベースの公開を試行的に開始したが、平成15年度も継続してデータベースの公開を試行する。

### (3) デザインに関する判決の調査・研究

デザインに関係した侵害系民事訴訟事件（意匠権侵害差止請求、不正競争差止請求、著作権侵害請求、損害賠償請求等）の判決及び意匠法関連の審決取消訴訟事件の判決について調査・研究し、判示事項を作成する。また、判決に関する情報の提供方法についても検討を進める。

### (4) デザインの保護に関する制度及び運用の調査・研究

内外国の意匠登録制度のほか、著作権法、不正競争防止法等、デザインの保護に関する制度の調査・研究を行う。

## 4. デザインの保護及び利用に関する指導・相談事業

専門資格者（弁理士）、意匠実務経験者を研究員に委嘱して、デザインの保護の方法や意匠登録に関する手続き、意匠権調査などについて、指導及び相談業務を行う。

## 5. デザインの保護及び利用に関する講習会の開催及び図書刊行物等の発行事業

### (1) 「デザイン保護セミナー」の開催

デザインの戦略的活用をテーマとする「デザイン保護セミナー」をシリーズで開催する。開催時期については、「デザインの日」(10月1日)、「デザイン保護の日」(2月1日)の記念日での開催を予定し、開催方法については、デザイン関係団体と連携(共催等)を検討する。

(2) デザインの保護及び利用に関する講習会・講演会の開催

デザインの保護及び利用に関するテーマを取り上げて、実務者等を対象とする講習会または講演会を開催し、デザイン保護及び利用に関する理解を深める。

(3) 会報「DESIGN PROTECT」の発行

デザインの保護及び利用について理解を深めるために、内外国のデザイン事情やデザイン保護への取り組みに関する情報、法制度の研究成果等を「DESIGN PROTECT」に掲載し、年4回(6・9・12・3月)定期に発行する。

学識経験者で構成する編集委員会を引き続き設置し、必要に応じて会報の構成や編集方針の見直しを行う。また、平成15年6月発行号から編集デザインをリニューアルする。

## 6. デザイン保護機関の業務の連絡・調整事業

デザイン保護機関((財)生活用品振興センター、高岡金属意匠審議会等)との業務の連絡及び調整を行う。

## 7. デザインの保護に関する行政施策への協力事業

特許庁の意匠行政施策に協力し、平成15年度も引き続き以下の事業を行う。

(1) 公知資料の意匠分類整備及び文献解析事業

内外国の図書・雑誌、カタログ等及び外国意匠公報に掲載された公知意匠から特許庁の審査資料として必要な意匠を抽出し、意匠分類(最小分類)の付与、書誌データ及びイメージデータの作成を行うとともに、文献解析の必要な分野についてはDタームを付与し、意匠審査用の公知資料データとして特許庁に納品する。また、平成14年度より開始したインターネット上に掲載された新製品情報からの意匠抽出を引き続いて行い、意匠審査用の公知資料データとして特許庁に納品する。

(2) 「意匠権設定状況マップ」の作成事業

デザイン開発の方向や意匠権の設定状況を把握することができ、また、意匠登録の可能性等の検討あるいは重複開発の抑制などに役立つ「意匠権設定状況マップ」をテーマごとに作成し、電子データ化して特許庁に納品する。

(3) 意匠分類の改正に関する事業

特許庁が実施する意匠分類・Dターム改正に関する事業を行う。また、改正意匠分類再付与システムの開発を行う。

## 8. その他

(1) デザインの保護及び利用等に関する事業を今後より発展させるために、デザイン関係団体、業界団体、教育関係団体等との連携・協力を積極的に進める。

(2) 事業の実施にあたって設けている各種の料金について、必要な見直しを行い、料金体系の適正化を図る。